

計量法に基づく出張検定等に要する費用徴収規程 抜粋
 (旅費等の金額)

第3条 前条の規定により徴収する旅費等の額は、次の表のとおりとする。

区分		金額	備考		
旅費	特定計量器の検定等	京都府旅費条例 (昭和25年京都府 条例第43号)の定め るところにより算定し た額			
	基準器の検査				
	特定計量器の検査	ひょう量5t未満 のもの		京都府旅費条例に 基づく額を基礎に、 別に定めるところに より京都市の区域及 び京都府広域振興 局の所管区域ごと に算定した額を当該 区域の受検者数で 除して得た額	
		ひょう量5t以上 のもの			
検査用具の運搬に 要する経費	特定計量器の検定等	検査用具の運搬に 要した額			
	基準器の検査				
	特定計量器の検査	ひょう量5t未満 のもの		10,200円	
		ひょう量5t以上 16.5t未満のもの			17,340円
		ひょう量16.5t以上 23t未満のもの			20,400円
ひょう量23t以上 のもの					

検査を受ける者の
同一事業所内に特
定計量器が2台以上
ある場合にあつて
は、ひょう量の最も
大きいもの1台につ
いては左欄に掲げ
る区分に従い中欄
に定める額とし、そ
の他のものについ
ては左欄に掲げる区
分に従い中欄に定
める額の2分の1の
額とする。